

令和8年9月3日

長岡技術科学大学ネーミングライツ事業募集要項

国立大学法人長岡技術科学大学（以下「本学」という。）は、「長岡技術科学大学ネーミングライツ事業要項」に基づき、施設等の整備・有効活用及び教育研究環境を強化することにより、本学の価値を向上させることを目的としたネーミングライツ事業を実施にご賛同いただける事業者等を以下のとおり募集します。

1. ネーミングライツ事業とは

契約により、本学が事業者等（法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体をいう。）に、本学の施設等の別称等を決定する権利である命名権を付与し、命名権を付与された事業者等からその対価として命名権料を得る事業をいいます。

2. 対象施設等

別紙参照

3. 募集の概要

（1）契約期間（命名権の付与期間）：原則3年以上5年以内（1回に限り更新可）

契約開始希望日は、応募する月の4か月後の月の1日以降としてください。

（例）8月中に応募 → 契約開始希望日：12月1日以降

（2）命名権料（年額）の最低額：別紙参照

4. 応募資格

以下の各号に該当しない事業者等が応募できるものとします。

（1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの

（2）行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの

（3）社会問題を起こしているもの

（4）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの

（5）貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）

（6）賭け事に関する業種に属する事業を行うもの

- (7) 政治団体
- (8) 宗教団体
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- (10) 国税、地方税等を滞納しているもの
- (11) その他ネーミングライツ事業に応募する事業者として適当でないと学長が認めるもの

5. 施設等の契約数の上限

命名権者になることができる本学の施設の数、既契約の施設を含め1事業者等につき同時に2か所までとします。

6. 命名権の付与条件

(1) 別称等

- ① 命名する別称等（事業者等名、商標名、ロゴ・シンボルマーク又は愛称）は、対象となる施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 大学の施設にふさわしい別称等として、以下に該当するものは使用できません。
 - ・ 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
 - ・ 社会問題についての主義主張のあるもの
 - ・ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - ・ 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
 - ・ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・ たばこの広告や喫煙を促すもの
 - ・ アルコール飲料の広告や飲酒を促すもの
 - ・ 美観風致を害するおそれがあるもの
 - ・ その他別称等として適当でないと本学が認めるもの
- ③ 対象となる施設等の正式名称は変更せず別称等を命名することとし、原則、契約期間中は、別称等の変更をすることはできません。また、必要に応じて、正式名称を使用させていただくことがあります。

(2) 命名権者の特典

命名権者には、次の特典があります。なお、特典等の権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。

- ① 命名権者は、ネーミングライツ事業に係る施設等にサイン等を設置できます。なお、

サイン等の内容（デザインや大きさ等）等、設置場所及び設置方法については、本学と協議が必要です。法令、条例等に 基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合についても同様に本学との協議をお願いします。施設等の入口付近に設置するサインについては、当該施設等の別称等を主として表示してください。

- ② 本学の公式ウェブサイト等において、命名権者を紹介します。ただし、パンフレット等の印刷物については、別称等使用開始後に作成するものを対象とします。（広報媒体によっては、費用負担が発生する場合があります。この場合は協議により決定します。）
- ③ 命名権者は、命名権者であることをPRすることができます。
- ④ 命名権の契約期間満了日の3ヶ月前までに契約更新を申し入れた場合は、1回に限り契約を更新することができます。
- ⑤ その他、希望される付帯条件等があれば応募時に提案することができます。

7. 別称等の表示、使用等に伴う費用負担

- (1) 別称等のサイン等の設置、変更及び維持管理にかかる経費（通信費や光熱水料等を含む）、命名権の付与期間終了後の原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とします（命名権料とは別に負担願います）。
- (2) 別称等の使用開始日において、別称等のサイン等の設置等が完了していない場合においても、契約期間及び命名権料に変更はありません。
- (3) 別称等のサイン等が破損等した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、すべて命名権者の負担とします。
- (4) 契約締結後に作成する本学広報誌等、公式ウェブサイトへの掲載の費用は、本学が負担します。

8. 現場説明

現場説明を希望される場合は、事前に下記の問い合わせ先までご連絡ください。

9. 応募方法

- (1) 提出書類（別途追加の資料等のご提出をお願いする場合があります。）
 - ① ネーミングライツ事業申込書（別紙様式）
 - ② ネーミングライツ事業応募資格に係る誓約書（別紙様式）
 - ③ 事業者等の概要を記載した書類（会社概要など）
 - ④ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
 - ⑤ 法人の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
 - ⑥ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
 - ⑦ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
 - ⑧ サイン等のデザイン及び配置がわかる書類

- ⑨ 申請時から過去5年間において、行政機関等から処分を受けたことがある場合は、その内容及び再発防止策を記載した書類（A4サイズ1枚程度）

(2) 提出方法

長岡技術科学大学企画・広報室（「18. 提出書類の送付先」参照）へ応募書類のPDFファイルを電子メールで提出願います。電子化が難しい書類や、紙媒体での提出を希望する書類がある場合は、郵送・宅配等で送付いただいても差し支えありません。

(3) 締切

毎月末日（末日が土日祝日の場合は当該月の最終営業日。令和8年12月は28日（月）が本学の最終営業日）とします。応募がない場合は、以後継続して募集しますが、令和9年3月31日（水）をもって募集を終了します。

原則として、長岡技術科学大学企画・広報室にすべての(1)提出書類が到着したことをもって応募の受理とし、受理した日の属する月の応募として取り扱います。

10. 選考方法

本学広報委員会において、応募資格、別称等、応募の趣旨、命名権料、契約期間、経営状況等を総合的に判断し選考します。また、応募者が1者のみの場合も、命名権者としてふさわしいかどうかを判断します。なお、応募者の多寡に関わらず、採用とされない場合もあります。

11. 選考結果の通知、公表

選考結果は、すべての応募者に通知します。審査の結果、選考基準を満たす者がいない場合には、命名権者を決定しないこととし、本学の公式ウェブサイト等で公表します。

12. 契約の締結

本学は、命名権者の決定を通知した事業者等と命名権の契約を締結します。

正式に契約を締結した後、その事業者等名、施設等の「別称等」、命名権料、契約期間等を公表します。ただし、命名権料については、命名権者が非公開を希望した場合、非公開とすることもあります。

13. 命名権料の納入

原則、本学が発行する請求書で指定された期日までに、年度ごとに一括又は分割で納入することになります。

14. リスクの分散

新たに設置したサイン等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等に付け

た別称等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、命名権者が負うこととします。

15. 契約の解除

本学は、以下に該当するとき、命名権の付与を取り消し、契約を解除できることとします。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とし、既納の命名権料は返還しません。

- (1) 契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
- (2) 正当な理由なく、契約に定める義務を履行しないとき。
- (3) 契約に定める条項に違反したとき。
- (4) 事業者等が、法令、本学の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (5) 事業者等の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- (6) 事業者等が契約応募時の応募資格を満たさなくなったとき
- (7) 事業者等の都合等により、契約に定める義務の履行が困難となったとき。
- (8) その他本学が命名権の付与を取り消すことが必要と認めるとき。

16. その他留意事項

- (1) 申込みに要する経費等は、すべて申込者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、返還しません。
- (3) 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- (4) 提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)等の法令の規定又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。

17. スケジュール

- ・ 事業者選考及び選考結果通知：応募締切日から約1か月～1か月半後（予定）
- ・ 契約締結：選考結果通知（採用通知）の約1か月後（予定）
- ・ 事業開始：応募月の4か月後の月の1日以降

18. 提出書類の送付先及び問合せ先

長岡技術科学大学企画・広報室

〒940-2188 新潟県長岡市上富岡町1603-1

TEL：0258-47-9209 FAX：0258-47-9010

E-mail：skoho@jcom.nagaokaut.ac.jp

（参考）

長岡技術科学大学ネーミングライツ事業ガイドライン

<https://www.nagaokaut.ac.jp/outreach/naming-rights/index.html>

◎ネーミングライツ事業 対象施設

(1) 講義棟

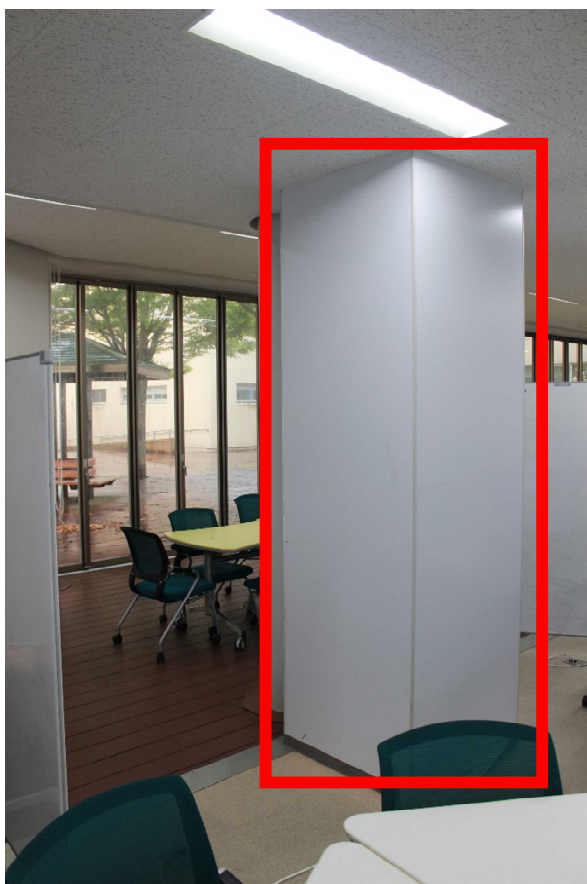
① 講義棟1階 EGG Room (エッグルーム)

<概要>

- 延べ床面積：163 m²
- 席数：60席
- 用途：在学生が自由に利用できる学習・談話スペースとして、多くの学生が日々利用しており、お昼休みやテスト期間は満席になることもあります。なお、各種学生向け事業の実施に伴い、室内を特設コーナー等として一時的に使用する場合があります。
- 命名権料最低額：年間600,000円（消費税及び地方消費税は別途）
- サイン等の設置可能場所（範囲を赤枠で示します。）
 - 施設入口（1か所）



➤ 施設内（2 か所）



- 施設外観及び施設内の様子



- インフォメーションボード等の設置：可 マガジンラックの設置：可
- PRポイント

在学生がテスト勉強や研究、課外活動等の打合せに利用するなど、日々利用しております。名称の由来については、ここから色々なものを生み出す、学生のInnovation

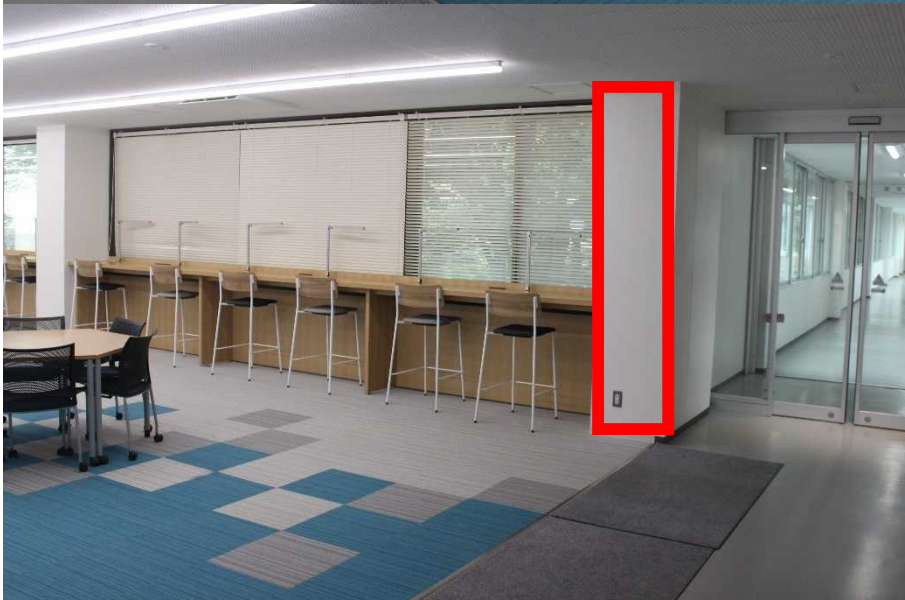
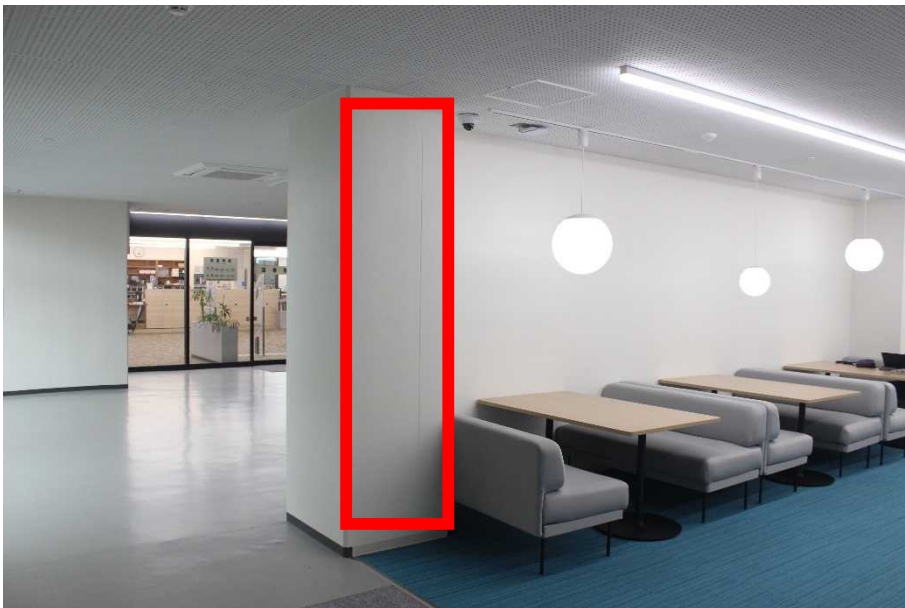
に活用してほしいという想いでEGG Roomとし、EGGは、E: Education, Engineering, Enhancement、G: Global、G: GIGAKUの頭文字から取っています。

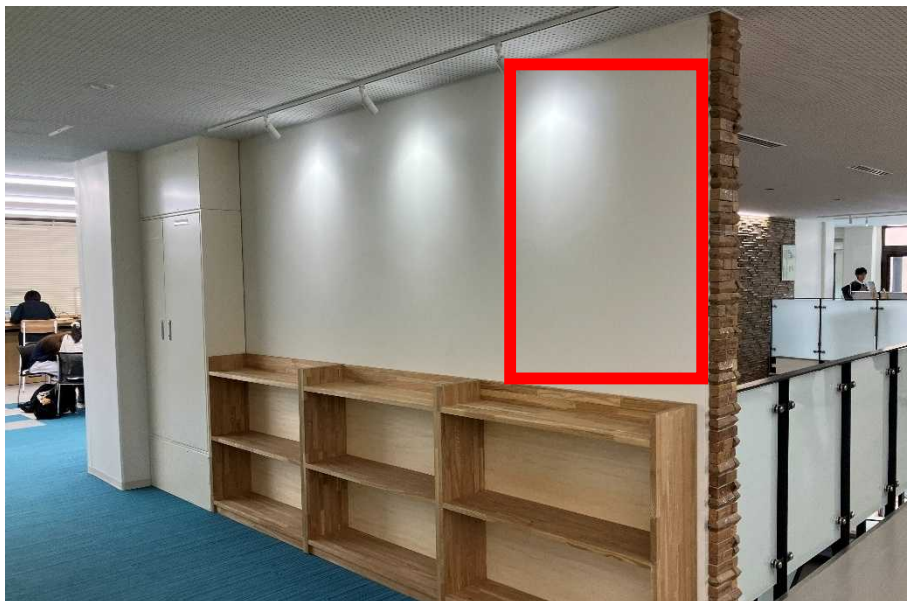
(2) 附属図書館

① 附属図書館2階 ラーニングcommons

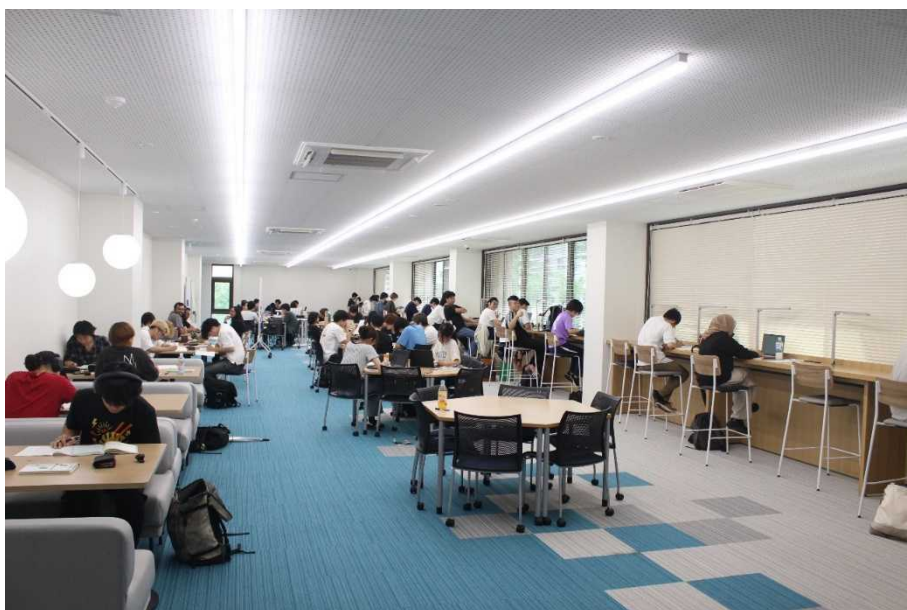
<概要>

- 延べ床面積：281㎡
- 席数：116席
- 用途：飲食・会話ができ、自習やグループワーク、談話などの場として、学生に利用されています。
- 命名権料最低額：年間1,200,000円（消費税及び地方消費税は別途）
- サイン等の設置可能場所（範囲を赤枠で示します）
 - 施設内3か所





- 施設内の様子



- インフォメーションボード等の設置：可 マガジンラックの設置：可
- PRポイント

本学では、キャンパス全体のイノベーション・コモンス化を推進するため、開学50周年記念事業の一環として附属図書館を改修し、令和8年4月にラーニングコモنزを開設しました。開設以来、連日多くの学生に利用されており、常時4～6割の座席が稼働するなど、学生の学びと交流の中心地として大変活気に満ちています。

(3) その他

現在、令和9年4月オープンを目指して新しい食堂の新築工事を実施しています。この食堂を対象としたネーミングライツ事業の公募を令和8年度の秋に予定しております。

また、現在の食堂や売店のある福利棟についても今後令和8年度から9年度にかけて改修工事を行い、多様な交流を促す共創の場を整備します。改修後の施設をネーミングライツ事業対象施設とすることも検討しております。

